平成２１年（フ）第１１９５号
神戸市兵庫区塚本通５－１－21　ファミール兵庫1301、住民票上の住所神戸市中央区東雲通２丁目２番１号　エバグリーン２Ｄ
債務者　森本　　昇
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１９９号
神戸市須磨区潮見台町２丁目２番16―338号
債務者　林　　由美（旧姓汐野）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２０４号
神戸市灘区新在家南町４丁目９番18号レンドム千寿ＮＯ２―103
債務者　松永　純子（旧姓梅本・野口）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２０８号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番18―809号、従前の住所神戸市灘区岩屋北町３丁目４番５号
債務者　安田　和彦
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２０９号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番18―809号
債務者　安田　邦子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２２７号
広島市中区光南５丁目２番31号３Ｆ
債務者　吉田　賢治
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２５４号
広島市南区霞２丁目８番８号
債務者　餅川　隆宏
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３３２号
広島市中区東平塚町８番14―202号　マンションカーサー平塚
債務者　山下　敏子（旧姓川畑）
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４８号
福岡県久留米市東櫛原町2874番地21
債務者　関口　　隆
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３４９号
福岡県久留米市東櫛原町2874番地21
債務者　関口　禮子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３６３号
福岡県久留米市東合川新町２番300―504号
債務者　梅崎美紀子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２０年（フ）第７５号
福岡県筑後市大字新溝81番地３
債務者　室園　健児
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第７０号
福岡県八女市吉田531番地４
債務者　有田　礼子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第７７号
長崎県島原市有明町湯江丁1546番地
債務者　堀田千鶴子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第１７６号
北海道小樽市緑２丁目７番13号　洗心橋マンション102号
債務者　澤田　春江
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１９１号
北海道小樽市末広町９番９号
債務者　塩浦喜代子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１９４号
北海道小樽市入船４丁目23番18号
債務者　原　　幹男
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１９８号
北海道苫小牧市光洋町１丁目17番30号
債務者　吉迫　勝意
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部